



宮 崎 県 公 報

平成25年 5 月 2 日 (木曜日) 第 2484 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (“) 3	
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 4	
○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 4	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5	
○道路の供用の開始…………… (“) 5	

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件) …… (商工政策課) 5
○肥料の登録の失効…………… (営農支援課) 6
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 7
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7
○基本測量終了の通知…………… (“) 8
○公共測量の実施の通知…………… (“) 8
○公共測量終了の通知…………… (“) 8
病院局公告
○入札公告…………… 8
公安委員会公告
○警備員等の検定の実施について…………… 9
県議会告示
○宮崎県議会議会運営委員会委員の定数……………10
県議会公告
○公文書開示等の状況……………10

告 示

宮崎県告示第 292号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成25年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570202863	デイサービスすみれ	宮崎県都城市丸谷町1005番地	有限会社ファイ企画	宮崎県都城市都北町5134番地3	平成25年 3 月 1 日	通所介護
4570500837	デイサービスセンター悠・水流迫	宮崎県小林市水流迫 569番地13	株式会社悠	宮崎県小林市東方1407番地 1	平成25年 3 月 1 日	通所介護
4540540483	アイン薬局こばやし中央店	宮崎県小林市細野 160番地 5	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市東区東苗穂五条一丁目 2 番 1 号	平成25年 3 月 5 日	居宅療養管理指導
4570202889	皆福デイサービス・梅北	宮崎県都城市梅北町4391番地 2	株式会社医療介護支援センター	宮崎県宮崎市花殿町 3 番16号	平成25年 3 月12日	通所介護
4570302077	デイサービス太陽	宮崎県延岡市船倉町 2 丁目 2 番地 2	合同会社太陽	宮崎県日向市都町 41番地 5	平成25年 3 月15日	通所介護

宮崎県告示第 293号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成25年 5 月 2 日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202871	ケアプラン 弥埜	宮崎県都城市高崎町江平2348-10	株式会社かいご弥埜	宮崎県都城市高崎町江平2327番地 6	平成25年 3 月 8 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 294号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202863	デイサービスすみれ	宮崎県都城市丸谷町1005番地	有限会社ファイ企画	宮崎県都城市都北町5134番地 3	平成25年 3 月 1 日	介護予防通所介護
4570500837	デイサービスセンター悠・水流迫	宮崎県小林市水流迫 569番地13	株式会社悠	宮崎県小林市東方1407番地 1	平成25年 3 月 1 日	介護予防通所介護
4540540483	アイン薬局こばやし中央店	宮崎県小林市細野160番地 5	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市東区東苗穂五条一丁目2番1号	平成25年 3 月 5 日	介護予防居宅療養管理指導
4570302077	デイサービス太陽	宮崎県延岡市船倉町2丁目2番地 2	合同会社太陽	宮崎県日向市都町41番地 5	平成25年 3 月15日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 295号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290217	訪問看護ステーション リオン	宮崎県都城市安久町4657番地 4	株式会社DRF	宮崎県都城市安久町4657番地 4	平成25年 3 月 1 日	訪問看護
4572000950	訪問看護ステーションエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12714番地 13	株式会社介護とりハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12714番地 13	平成25年 3 月 7 日	訪問看護
4570200776	YAMATOブレース	宮崎県都城市早水町3535番地 1	大和工機株式会社	宮崎県都城市早水町3535番地 1	平成25年 3 月15日	福祉用具貸与
4570200776	YAMATOブレース	宮崎県都城市早水町3535番地 1	大和工機株式会社	宮崎県都城市早水町3535番地 1	平成25年 3 月15日	特定福祉用具販売
4510610670	甲斐外科医院	宮崎県日向市財光寺 160	医療法人社団明和会	宮崎県日向市財光寺 160番地	平成25年 3 月31日	短期入所療養介護
4560290134	訪問看護ステーションくぼはら	宮崎県都城市久保原町13-3-2	医療法人社団田中会	宮崎県都城市庄内町 12531	平成25年 3 月31日	訪問看護
4560290134	訪問看護ステーションくぼはら	宮崎県都城市久保原町13-3-2	医療法人社団田中会	宮崎県都城市庄内町 12531	平成25年 3 月31日	訪問介護

4571800236	社会福祉法人小林市社会福祉協議会野尻訪問介護事業所	宮崎県小林市野尻町東麓1158-3	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	宮崎県小林市細野367番地1	平成25年3月31日	訪問介護
------------	---------------------------	-------------------	------------------	----------------	------------	------

宮崎県告示第 296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成25年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571700063	医療法人養賢会田中隆内科	宮崎県北諸県郡三股町宮村2872-1	医療法人養賢会	宮崎県北諸県郡三股町宮村2872-1	平成25年3月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290217	訪問看護ステーションリオン	宮崎県都城市安久町4657番地4	株式会社DRF	宮崎県都城市安久町4657番地4	平成25年3月1日	介護予防訪問看護
4572000950	訪問看護ステーションエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南12714番地13	株式会社介護とりハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南12714番地13	平成25年3月7日	介護予防訪問看護
4570200776	YAMATOブレース	宮崎県都城市早水町3535番地1	大和工機株式会社	宮崎県都城市早水町3535番地1	平成25年3月15日	介護予防福祉用具貸与
4570200776	YAMATOブレース	宮崎県都城市早水町3535番地1	大和工機株式会社	宮崎県都城市早水町3535番地1	平成25年3月15日	特定介護予防福祉用具販売
4510610670	甲斐外科医院	宮崎県日向市財光寺160	医療法人社団明和会	宮崎県日向市財光寺160番地	平成25年3月31日	介護予防短期入所療養介護
4560290134	訪問看護ステーションくぼはら	宮崎県都城市久保原町13-3-2	医療法人社団田中会	宮崎県都城市庄内町12531	平成25年3月31日	介護予防訪問看護
4560290134	訪問看護ステーションくぼはら	宮崎県都城市久保原町13-3-2	医療法人社団田中会	宮崎県都城市庄内町12531	平成25年3月31日	介護予防訪問介護
4571800236	社会福祉法人小林市社会福祉協議会野尻訪問介護事業所	宮崎県小林市野尻町東麓1158-3	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	宮崎県小林市細野367番地1	平成25年3月31日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 298号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指定介護療養型医療施設		開 設 者		辞 退 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510610670	甲斐外科医院	宮崎県日向市財光 寺 160番地	医療法人社団明和 会	宮崎県日向市財光 寺 160番地	平成25年3月31日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 299号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-1	映画	人妻女医 性奴隷の悦び	友松組 <オーピー映画>	平成25年4 月22日
25 - 2	映画	闇の牝 すすり舐める	渡辺（元）組 <大蔵映画>	
25 - 3	映画	羞恥心の強い喪服妻 性飢餓	池島組 <新日本映像>	
25 - 4	映画	小悪魔の欲望 暴行体験	新田組 <新日本映像>	
25 - 5	映画	痴漢電車 引き剥がせ	池島組 <新日本映像>	
25 - 6	映画	美熟女 好きもの色情狂	竹洞組 <オーピー映画>	
25 - 7	映画	ノ・ゾ・キ・ア・ナ	東宝	
25 - 8	映画	女将と仲居 あたたかい股間	深町組 <新東宝映画>	
25 - 9	映画	うずいてはてる未亡人	渡辺（元）組 <新東宝映画>	
25 - 10	映画	死霊のはらわた (原題) EVIL DEAD	ソニー・ピクチャーズ (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 300号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成25年11月1日から平成25年11月29日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる 特定計 量器	検査期日	検査受付 時 間	検査場所	検査区域
質量計	6月3日	午前10時30分から 午後3時まで	綾町役場	綾町全域
	6月5日	午前10時30分から 午後3時まで	国富町役 場	国富町全 域
	6月3日 から8月 5日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計 量検定所	東諸県郡 全域
質量計	6月10日	午前10時から	西都市民	西都市全

	6月10日から8月12日まで	午後3時30分まで 午前8時30分から 午後5時15分まで	体育館 宮崎県計 量検定所	域 西都市全 域				9地先から 同市同町潟 上同字7875 番1地先ま で	新	8.1～ 9.8	46.1
質量計	7月3日	午前10時30分から 午後3時まで	高城総合 支所	都城市高 城町全域							
	7月5日	午前10時30分から 午後3時まで	山之口総 合支所	都城市山 之口町全 域							
	7月8日	午前10時30分から 午後3時まで	高崎総合 支所	都城市高 崎町全域							
	7月10日	午前10時30分から 午後3時まで	山田体育 館	都城市山 田町全域							
	7月12日	午前10時30分から 午後3時まで	三股町体 育館	三股町全 域							
質量計	7月3日から9月12日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎計量 検定所	都城市（ 旧都城市 を除く） ・三股町 全域							
質量計	7月18日	午前10時30分から 午後3時まで	小林市市 民体育館	小林市全 域（須木 ・野尻を 除く）							
	7月19日	午前10時30分から 午後3時まで	小林市市 民体育館	小林市全 域（須木 ・野尻を 除く）							
	7月18日から9月19日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計 量検定所	小林市全 域（須木 ・野尻を 除く）							

宮崎県告示第 302号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 5 月 2 日から平成25年 5 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南 郷線	日南市南郷 町潟上字橋 之山7876番 9地先から 同市同町潟 上同字7875 番1地先ま で	平成25年 5 月 2 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス星倉店
日南市星倉六丁目3399番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年12月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 301号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 5 月 2 日から平成25年 5 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南 郷線	日南市南郷 町潟上字橋 之山7876番	旧	5.7～ 6.8	46.1

<p>1, 176㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北東側及び北西側 (No. 1) 24台 建物敷地北西側 (No. 2) 38台 合計 62台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側 14台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側 50㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 11.05㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時30分～午後10時30分</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 建物敷地北東側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時～午後10時</p> <p>8 届出年月日 平成25年 4 月18日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成25年 5 月 2 日から平成25年 9 月 2 日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成25年 5 月 2 日から平成25年 9 月 2 日まで</p> <p>11 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成25年 5 月 2 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ都城太郎坊店 都城市太郎坊町1903番 1 外</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年12月20日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1, 195㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北西側 44台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 28台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 50㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南西側 10.28㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間営業</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 建物敷地北西側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時～午後10時</p> <p>8 届出年月日 平成25年 4 月19日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成25年 5 月 2 日から平成25年 9 月 2 日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成25年 5 月 2 日から平成25年 9 月 2 日まで</p> <p>11 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。</p>
--	---

平成25年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第 997号	魚かす粉末	8.0魚かす 粉末	TN 8.0 TP 7.0		株式会社グロウ ェル	福岡県糸島市志摩稲留5番	平成25年4月 8日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、川南原土地改良区(川南町)から平成25年3月29日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-22)第6879号	(株)富士建材	寺田 昭法	宮崎県宮崎 市阿波岐原 町火切塚27 67-2	一般	建築工事業	平成25年3月 8日付けで廃 業した旨の届	平成25年3月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第10814号	東原建築	東原 建哉	宮崎県小林 市須木下田 628-13	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、水 道施設工事業	平成25年3月 25日〃	平成25年3月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第790号	(株)松澤組	松澤 衛	宮崎県東白 杵郡門川町 上町4-33	一般	造園工事業	平成25年3月 1日〃	平成25年3月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第1629号	黒木建設(株)	黒木 教明	宮崎県日向 市永江町2 -108	一般	管工事業	平成25年3月 25日〃	平成25年3月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第10091号	(株)ソーテック	村岡 孝三	宮崎県日向 市大字塩見 15245	一般	電気工事業	平成25年3月 22日〃	平成25年3月22日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第9435号	(有)栄高産業	佐藤 修一	宮崎県西白 杵郡日之影 町大字七折 12115-2	一般	建築工事業	平成25年3月 1日〃	平成25年3月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第7723号	外山信工務店	外山 信男	宮崎県宮崎 市佐土原町 東上那珂1 6252	一般	建築工事業	平成25年3月 29日〃	平成25年3月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第8596号	小代塗装	小代 富雄	宮崎県宮崎 市恒久1- 7-5	一般	塗装工事業	平成25年3月 29日〃	平成25年3月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第6094号	松浦建設	松浦 政次	宮崎県日南 市南郷町潟 上6659-7	一般	建築工事業、大工工事 業	平成25年3月 22日〃	平成25年3月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第1561号	(株)福留組	福留 一男	宮崎県小林 市大字細野 506-1	一般	建築工事業	平成25年3月 5日〃	平成25年3月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第5444号	古川工務店	古川 太治	宮崎県小林 市大字堤26 58-6	一般	土木工事業、建築工事 業	平成25年3月 22日〃	平成25年3月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第11433号	ケイ創建	日高 啓發	宮崎県西都 市大字三宅 80	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック	平成25年3月 18日〃	平成25年3月18日 (全廃業)

					工事業、鋼構造工事業、内装仕上工事業	
宮崎県知事許可 (般-22)第6933号	(有)長友基礎工 業	長友 富一	宮崎県児湯 郡新富町大 字日置4118 - 1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成25年3月 5日〃 平成25年3月5日 (全廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2370号により公告した基本測量（精密地形調査）が平成25年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（道路 3 次元データ計測）
- 2 作業期間
平成25年4月22日から平成26年3月14日まで
- 3 作業地域
都城市内の一部

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2457号により公告した公共測量（出来形確認測量）が平成25年3月15日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成25年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成25年5月2日

宮崎県立宮崎病院長 豊田清一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 磁気共鳴診断装置 一式（設置に必要な工事を含む。）
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成25年7月17日
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満

たす者とする。

- ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
- イ 薬事法（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約当事者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年5月10日までに宮崎県立宮崎病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181
 - (2) 期間 平成25年5月2日から平成25年5月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事課財務担当
 - (2) 期間 平成25年5月2日から平成25年5月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事課財務担当
 - (2) 提出期限 平成25年5月14日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
- 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立宮崎病院 2 階中会議室
 - (2) 日時 平成25年5月15日午前10時
- 7 入札保証金
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法

- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181
- 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Magnetic resonance imaging equipment 1set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m.14 May, 2013
- (3) Contact point for the notice:Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki,880-8510 Japan. TEL :0985-24-4181

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 8 号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成25年 5 月 2 日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1 級	平成25年 8 月 7 日 (水) 午前 9 時30分から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人 (受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

- (1) 受付期間、時間
平成25年 6 月24日 (月) から 7 月 5 日 (金) まで (土、日曜を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 検定申請書等提出先
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)
- (3) 提出書類
- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 交通誘導 2 級検定合格証明書の写し及び交通誘導 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)
- カ 1 級検定受検資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活

安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

県議会告示

宮崎県議会議会運営委員会委員の定数をここに公表する。

平成25年5月2日

宮崎県議会議長 福 田 作 弥

宮崎県議会告示第3号

宮崎県議会議会運営委員会委員の定数

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）第4条の規定により、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数を9人と定めた。
 なお、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数（平成23年宮崎県議会告示第6号）は、廃止する。

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、平成24年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成25年5月2日

宮崎県議会議長 福 田 作 弥

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
5	4	3	0	0	0	0	7

(注1) 1件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区分	個人	法人その他の団体	合計
県内	0	5	5
県外	0	0	0
小計	0	5	5

3 不服申立ての件数

0件